## 16 用語解説

#### (1)建築に関する用語

**敷地及び区域:**建築基準法施行令第1条第1号の定義による敷地、都市計画法第4条第13項の定義

による開発区域又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例別表第2の2の

項に規定する自動車駐車場の敷地。

法定建蔽率: 建築基準法第53条第1項並びに同条第3項第1号(同号に規定する防火地域内にあ

る同号イに該当する建築物に係る部分に限る。第7項の規定により適用される場合

を含む。) 及び第2号の規定により適用される建築物の建蔽率の最高限度。

道路等: 建築基準法第 42 条に規定する道路及び道等(同法第 43 条第2項第1号の規定による

認定に係る同号に規定する道又は同項第2号の規定による許可に係る農道その他これに

類する公共の用に供する道若しくは通路)。

## (2)緑化の場所に関する用語

地上部: 敷地又は区域のうち、建築物の存する部分を除いた部分。

**屋上:** 建築物の屋根部分のうち、植栽管理のために出入り及び利用可能な部分。

壁面: 建築物の外壁部分。

接道部: 敷地のうち、道路等に接している部分。

敷地境界部: 敷地のうち、道路等に接している部分及び隣地境界線から5mの範囲。

ベランダ: 建築物の側面で外部に突出した構造を持ち、室内や廊下等から人の出入りができる部

分。

#### (3)緑化手法等に関する用語

**緑化施設:** 植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地又は区域内の保全された樹木並びにこ

れらに附属して設けられる園路、土留その他の施設(当該敷地又は区域内の空地、

当該建築物の屋上その他の屋外に設けられるものに限る)。

**樹冠:** 樹木の枝により形作られる外郭線に囲まれた部分。一部の突出した枝は含みません。

**樹木の高さ:** 樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高。一部の突出した枝は含みません。

(樹高)

植栽基盤: 植物が生育するための土壌その他の資材(マルチング材等)で被われている部分。

花壇: 草花その他これらに類する植物を植えるために土を盛り上げたり仕切りを設けたりし、

概ね1年のうち6ヶ月以上植物が植栽された状態にあるもの。

地被植物: 地表面を低く被う植物(芝、ササ類、コケ類、リュウノヒゲ等)や、つる性植物

(カロライナジャスミン、ナツヅタ等)で、1~2年で枯れずに長年生育し続け

る植物。

## 17 参考資料

以下の資料は、世田谷区ホームページから閲覧・ダウンロードできるほか、総合支所街づくり課及 びみどり政策課で配布しています。ぜひ、ご活用ください。

世田谷区ホームページのトップページ(https://www.city.setagaya.lg.jp/) の 「検索」または「キーワードで探す」に以下のページ番号を入力し、検索してください。

「建築にともなう緑化のための植栽ガイドブック」

緑化の計画時や維持管理時に、より質の高いみどりを生み出 すことに役立てていただけるよう、作成したガイドブックです。

植栽計画の項目では、既存樹木の保全や移植、樹木の選び方と樹木の大きさ、日あたりなどの環境条件、敷地外周や建築物周りなど植栽の場所、土地利用形態ごとの留意点について記載しています。

Q

29589

**給**索



「世田谷生きもの緑化ガイドブック」

生物多様性に配慮した緑化を、多くの方に親しんでいただくよう、 作成したガイドブックです。

生きもの緑化のメリットや楽しみ方を示しながら、敷地の大きさ や用途別、緑化の種類別などで生きもの緑化を実践するための方法 や留意点について記載しています。

 $\mathbb{Q}$ 

159152

検索



## 18 助成制度のご案内

以下の助成制度は、いずれも、**工事発注前又は資材購入前**に、現地確認と区への申請等 が必要です。詳しくはみどり政策課へお問い合わせください。

世田谷区 みどり33推進担当部 みどり政策課 電話 6432-7905 FAX 6432-7989

助成条件や助成金額等の詳細は世田谷区のホームページに掲載しています。

世田谷区ホームページのトップページ(https://www.city.setagaya.lg.jp/) の「検索」または「キーワードで探す」にそれぞれのページ番号を入力し、検索してください。

樹木の移植助成

Q 17179 検索

対象 地上1.5mの高さの幹周り80cm以上又は高さ10m以上の樹木

接道部緑化及び屋上緑化等整備助成

Q 7924 検索

法令、条例等により緑化が定められている場合は、その**基準を超える部分のみ**を助成 対象とします。

対象 シンボルツリーの植栽 生垣造成 植栽帯(花壇・植込み)造成 屋上緑化 壁面緑化

事業用等駐車場の緑化助成

Q 22354 検索

150㎡以上の敷地で収容能力20台以上の駐車場を新設する場合、みどりの計画書の届出を行い、緑化基準を遵守してください(基準分も助成対象になります)。

対象 建築物(駐車場を管理する簡易な建物は除く)の敷地に含まれない駐車場

## 19 関連法令条文

- 19-1 世田谷区みどりの基本条例関連
- 19-1-1 世田谷区みどりの基本条例(関連部分抜粋)

最終改正公布日:平成25年10月1日

第5章 みどりの保全及び創出に係る措置及び緑化基準 (建築行為等における届出等)

- 第26条 次に掲げる行為(以下「建築行為等」という。)を行おうとする者は、当該敷地又は区域に 係るみどりの保全及び創出に関する計画書をあらかじめ区長に届け出なければならない。
- (1) 150 平方メートル以上の敷地(次号に規定する敷地及び規則で定める敷地を除く。) 又は区域に おける規則で定める建築行為、開発行為その他の行為
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号に規定する風致地区における250平 方メートル未満の敷地における規則で定める建築行為
- 2 区長は、前項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該届出を した者に対し、みどりの保全及び創出を図るため、必要な措置をとるよう要請することができる。 (緑化基準)
- 第27条 建築行為等を行おうとする者は、規則で定める緑化基準を遵守するよう努めなければならない。
- 2 前条第1項の規定による届出に係る敷地若しくは区域内の土地又は建築物を所有し、又は管理する者は、前項に規定する緑化基準を遵守して、当該届出に係る緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地又は区域内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設(当該敷地又は区域内の空地、当該建築物の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。)をいう。)について、適切に維持管理するよう努めなければならない。

(完了の届出)

**第28条** 第26条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る建築行為等が完了したときは、 規則で定めるところにより、速やかに区長に届け出なければならない。

(樹木の伐採の届出)

- **第29条** 規則で定める樹木の所有者等は、当該樹木を伐採しようとするときは、あらかじめ区長にその旨を届け出なければならない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる行為で、規則で定めるものについては、適用しない。
- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
- (2) 非常災害のための応急措置として行う行為
- (3) 第 12 条第 2 項若しくは第 3 項第 3 号、第 14 条第 3 項(第 12 条第 3 項第 3 号に係るものに限る。) 若しくは第 26 条第 1 項又は他の法令等の規定により届出をし、又は許可等を受けた行為
- 3 区長は、第1項の規定による届出があった場合において、みどりの保全及び創出を図るため、必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、助言及び指導をすることができる。

(公共施設のみどりの保全及び創出)

- 第30条 国、地方公共団体等は、その所有し、又は管理する公共施設のみどりの保全及び創出を図るため、当該公共施設の新設、増築、改築等を行う場合は当該公共施設に係るみどりへの影響を回避し、又は最小化させる措置を講じ、みどりが損なわれると認められる場合は新たにみどりを創出するための措置を講じるよう努めなければならない。
- 2 国、地方公共団体等は、その所有し、又は管理する公共施設について、規則で定める基準により 緑化に努めなければならない。

(国等に対する要請)

第31条 区長は、国及び他の地方公共団体等に対し、その所有し、又は管理する施設におけるみどり の保全及び創出に関し必要な措置を要請するものとする。

#### 第6章 緑化地域

(緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模)

第32条 都市緑地法施行令(昭和49年政令第3号)第9条ただし書の規定により条例で定める敷地 面積の規模は、緑化地域全域について300平方メートルとする。

#### 第7章 雑則

(勧告)

- 第 36 条 区長は、第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに第 26 条第 1 項の規定による届出を行わずにそれぞれ第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに第 26 条第 1 項の規定に該当する行為をした者に対し、当該届出を行うよう勧告することができる。
- 2 区長は、第12条第2項及び第3項の規定による届出をした者が同条第4項の規定による要請の全部若しくは一部を受け入れないとき、又は第26条第1項の規定による届出をした者が同条第2項の規定による要請の全部若しくは一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。
- 3 区長は、第28条の規定による届出を行わない者に対し、当該届出を行うよう勧告することができる。

(公表)

- **第38条** 区長は、第36条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。
- 2 区長は、前条の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わない場合において、必要があると認めるときは、その旨及び命令の内容を公表することができる。
- 3 区長は、前2項の規定による公表を行う場合は、第36条の規定による勧告を受けた者及び前条の規定による命令を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

#### 19-1-2 世田谷区みどりの基本条例施行規則(関連部分抜粋)

最終改正公布日:令和6年4月1日

#### 第1章 総則

(用語)

- 第2条 この規則において「法定建廠率」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第1項並びに同条第3項第1号(同号に規定する防火地域内にある同号イに該当する建築物に係る部分に限る。)(同条第7項の規定により適用される場合を含む。)及び第2号の規定により適用される建築物の建廠率の最高限度をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例並びに法、政令及び省 令において使用する用語の例による。
- 第4章 みどりの保全及び創出に係る措置及び緑化基準

(届出を要しない敷地)

- 第19条の2 条例第26条第1項第1号に規定する規則で定める敷地は、次に掲げる計画において緑化基準が定められている区域(基準中木本数(第28条の2第1項に規定する基準中木本数をいう。)の下限の本数の中木(第28条第1項第3号に規定する中木をいう。)を植栽することによる緑化を超える緑化を図ることができる基準が定められているものとして区長が別に指定するものに限る。)内の敷地のうち、150平方メートル以上250平方メートル未満のものとする。
- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4第1項第1号の地区計画
- (2) 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第1項の沿道地区計画
- (3) 世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第11条第1項に規定する地区街 づくり計画

(届出を要する建築行為等)

- 第20条 条例第26条第1項第1号に規定する規則で定める建築行為、開発行為その他の行為(次項において「届出を要する行為」という。)は、次に掲げるものとする。
- (1) 建築基準法第6条第1項に規定する確認(同法第6条の2第1項の規定により当該確認とみなされる確認を含み、同法第85条第6項又は第7項の許可を受けた建築物の確認を除く。)を要する建築物の新築又は増築

- (2) 建築基準法第 18 条第 2 項に規定する通知(同法第 85 条第 6 項又は第 7 項の許可を受けた建築物に係る通知を除く。)を要する建築物の新築又は増築
- (3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第1項に規定する計画 の認定を申請する建築物の増築
- (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 17 条第 1 項に規定する認定を申請する建築物の新築又は増築(同条第 4 項の規定による申出がある場合に 限る。)
- (5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までに規定する認定を申請する建築物の新築又は増築(同法第6条第2項の規定による申出がある場合に限る。)
- (6) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項に規定する認定を 申請する建築物の新築又は増築(同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。)
- (7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第34条第1項に 規定する認定を申請する建築物の新築又は増築(同法第35条第2項の規定による申出がある場合 に限る。)
- (8) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第4条第1項 に規定する認定を申請する建築物の新築又は増築
- (9) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(同法第29条第1項に規定する許可を受けなければならないものに限る。)
- (10) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)別表第 2 の 2 の項に規定する自動車駐車場(以下「自動車駐車場」という。)を設置する行為
- 2 前項の規定にかかわらず、250 平方メートル以上の敷地又は区域における第1号に掲げる増築に該当する行為及び150 平方メートル以上250 平方メートル未満の敷地における第2号に掲げる増築に該当する行為は、届出を要する行為から除くものとする。
- (1) 世田谷区みどりの基本条例の一部を改正する条例(平成22年3月世田谷区条例第18号)の施行の日(以下この号において「施行日」という。)以降に着手する増築であって、増築後の建築物の床面積の合計が、施行日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内の増築
- (2) 世田谷区みどりの基本条例の一部を改正する条例(平成25年10月世田谷区条例第39号)の施行の日(以下この号において「施行日」という。)以降に着手する増築であって、増築後の建築物の床面積の合計が、施行日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内の増築
- 3 条例第26条第1項第2号に規定する規則で定める建築行為は、第1項第1号から第8号までに掲げる建築物の新築及び増築のうち、東京都風致地区条例(昭和45年東京都条例第36号)第3条第1項に規定する許可(同条第3項に規定する協議を含む。以下同じ。)を受けたものであって、同条例第5条第1項第5号ただし書に規定する場合に該当するもの以外のものとする。ただし、前項第1号に掲げる増築に該当する行為を除く。
- 4 条例第26条第1項の規定の適用において、建築基準法第86条第1項から第4項まで(これらの規定を同法第86条の2第8項において準用する場合を含む。)の規定により一団地又は一定の一団の土地の区域を建築物の1の敷地とみなす場合は、当該一団地又は区域を条例第26条第1項に規定する敷地とする。

(みどりの保全及び創出に関する計画書の届出)

- 第21条 条例第26条第1項に規定するみどりの保全及び創出に関する計画書は、次の各号に掲げる 行為の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 条例第26条第1項第1号に規定する行為(250平方メートル以上の敷地又は区域におけるものに限る。)及び同項第2号に規定する行為 みどりの計画書兼緑化率適合証明申請書(第11号様式。以下「計画書兼申請書」という。)
- (2) 条例第26条第1項第1号に規定する行為(150平方メートル以上250平方メートル未満の敷地におけるものに限る。) みどりの計画書兼みどりの計画確認書(第11号の2様式。以下「計画書兼確認書」という。)

- 2 計画書兼申請書には、緑化面積等計算書(第12号様式)、案内図、既存樹木等現況図、敷地面積 求積図、緑化に係る計画図等及び現況を確認することができる写真を添付しなければならない。
- 3 計画書兼確認書には、案内図、既存樹木等現況図、敷地面積求積図、緑化に係る計画図等及び現況を確認することができる写真を添付しなければならない。ただし、既存樹木等現況図及び現況を確認することができる写真は、第28条の2第2項の規定の適用を受けようとするとき又は第36条第1項に規定する樹木を伐採しようとするときに限り、添付するものとする。

(みどりの保全及び創出に関する計画書の確認)

- 第22条 区長は、計画書兼申請書の提出があったときは、その内容が次条に規定する緑化基準又は第37条に規定する公共施設における基準(条例第26条第1項第2号に掲げる行為においては、別表第9に定める基準を除く。)に適合しているか否かを確認し、適合していると認めるときは、当該提出をした者にみどりの計画確認書(第13号様式)により通知するものとする。
- 2 区長は、計画書兼確認書の提出があったときは、その内容が次条に規定する緑化基準又は第37条に規定する公共施設における基準(別表第9に定める基準を除く。)に適合しているか否かを確認し、適合していると認めるときは、当該提出をした者に計画書兼確認書により通知するものとする。

(緑化基準)

- 第23条 条例第27条第1項に規定する規則で定める緑化基準は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定めるものとする。
- (1) 条例第 26 条第 1 項第 1 号に規定する行為のうち、第 20 条第 1 項第 1 号から第 9 号までに掲げるもの(250 平方メートル以上の敷地又は区域におけるものに限る。) 次条に規定する地上部基準緑化面積、第 25 条に規定する建築物上基準緑化面積、第 28 条に規定する基準樹木本数及び第 29 条に規定する接道部の緑化基準
- (2) 条例第 26 条第 1 項第 1 号に規定する行為のうち、第 20 条第 1 項第 1 号から第 8 号までに掲げるもの(150 平方メートル以上 250 平方メートル未満の敷地におけるものに限る。) 第 28 条の2 に規定する基準中木本数
- (3) 条例第 26 条第 1 項第 1 号に規定する行為のうち、第 20 条第 1 項第 10 号に掲げるもの(同項第 1 号から第 8 号までに掲げる建築物の新築又は増築を伴うものを除く。) 第 26 条に規定する自動車駐車場における基準緑化面積
- (4) 条例第26条第1項第1号に規定する行為のうち、第20条第1項第1号から第8号までに掲げるもの(都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区(以下「風致地区」という。)における建築行為のうち、東京都風致地区条例第3条第1項に規定する許可を受けたものであって、同条例第5条第1項第5号ただし書に規定する場合に該当するもの以外のものに限る。)及び条例第26条第1項第2号に規定する行為 第30条に規定する敷地境界部の緑化基準

(地上部基準緑化面積)

- 第24条 地上部基準緑化面積(地上部(敷地又は区域のうち、建築物の存する部分を除いた部分をいう。以下同じ。)の緑化面積(緑化施設(条例第27条第2項に規定する緑化施設をいう。)の面積をいう。以下同じ。)に関する緑化基準をいう。以下同じ。)は、敷地又は区域の面積(単位を平方メートルとする。)に別表第5(以下「地上部緑化率表」という。)に規定する緑化率(緑化面積の敷地又は区域の面積に対する割合をいう。)を乗じて得た数値以上とする。
- 2 前項の規定による地上部基準緑化面積を遵守することが困難な場合は、当該困難な面積相当分に ついて、当該敷地の建築物上(建築物の屋上(建築物の屋根部分で、人の出入り及び利用可能な 部分をいう。以下同じ。)、壁面等をいう。以下同じ。)の同一面積を緑化することをもって地 上部基準緑化面積を遵守しているものとみなすことができる。この場合において、当該面積は、 次条の規定の適用における建築物上の緑化面積には算入しないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合における地上部基準緑化面積は、区長が別に定める。
- (1) 周囲に広い緑地を有する敷地又は区域であって、みどりの保全及び創出の推進に支障がないと 区長が認める場合
- (2) 学校その他の建築物の敷地又は区域であって、当該建築物の用途によって第1項の規定による 地上部基準緑化面積(前項の規定を適用する場合を含む。以下同じ。)を遵守することが困難で あると区長が認める場合

- (3) 前2号に掲げるもののほか、崖地であることその他の敷地又は区域の状況によって第1項の規定による地上部基準緑化面積を遵守することが困難であると区長が認める場合 (建築物上基準緑化面積)
- 第25条 建築物上基準緑化面積(建築物(敷地面積が1,000平方メートル以上のもので、かつ、敷地の過半について、法定建厳率が80パーセント以上のもの又は建築基準法第53条第6項の規定が適用されるもの(同項第2号及び第3号に掲げるものを除く。)に限る。)上の緑化面積に関する緑化基準をいう。以下同じ。)は、屋上の面積(建築物の管理に必要な施設に係る部分の面積を除く。)(単位を平方メートルとする。)に、別表第6に規定する緑化率(緑化面積の屋上の面積に対する割合をいう。)を乗じて得た数値以上とする。
- 2 前項の規定による建築物上基準緑化面積を遵守することが困難な場合は、当該困難な面積相当分について、当該敷地の地上部の同一面積を緑化することをもって建築物上基準緑化面積を遵守しているものとみなすことができる。この場合において、当該面積は、前条の規定の適用における地上部の緑化面積には算入しないものとする。

(自動車駐車場における基準緑化面積)

- 第 26 条 自動車駐車場における基準緑化面積(自動車駐車場における緑化面積に関する緑化基準をい う。以下同じ。)(単位を平方メートルとする。)は、敷地の面積に 15 パーセントを乗じて得た 数値以上とする。
- 2 敷地内に雨水浸透性舗装等の雨水浸透施設を設置するときは、自動車駐車場における緑化面積に 当該雨水浸透施設の水平投影面積(当該敷地の面積の5パーセントを乗じて得た数値を限度とす る。)を算入して、前項の規定を適用することができる。
- 3 前2項の規定による自動車駐車場における基準緑化面積を遵守することが困難であると区長が認める場合は、区長が別に定める基準により緑化することをもって自動車駐車場における基準緑化面積を遵守しているものとみなすことができる。

(緑化面積の算出)

第27条 緑化面積は、省令第9条の規定を準用して算出するものとする。

(基準樹木本数)

- 第28条 基準樹木本数(次に掲げる樹木の本数に関する緑化基準をいう。以下同じ。)は、別表第7 の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に定める計算式により算出した数値以上とする。
- (1) 植栽時の樹高が4メートル以上である樹木(ただし、区長が別に定めるものを除く。以下「高木」という。)
- (2) 植栽時の樹高が2.5メートル以上4メートル未満である樹木(以下「準高木」という。)
- (3) 植栽時の樹高が1メートル以上2.5メートル未満である樹木(以下「中木」という。)
- (4) 植栽時の樹高が0.3メートル以上1メートル未満である樹木(以下「低木」という。)
- 2 前項の規定の適用については、建築行為等の際、現に存する保存樹木(条例第9条第1項に規定する保存樹木をいう。以下同じ。)又は地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.2メートル以上の樹木を保全する場合は、当該樹木1本を高木4本に換算することができる。
- 3 第1項の規定の適用については、建築行為等の際、現に存する地上1.5メートルの高さにおける 幹の周囲が0.8メートル以上の樹木又は樹高10メートル以上の樹木を保全する場合は、当該樹木 1本を高木3本に換算することができる。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、第 24 条第 3 項各号に掲げる場合及び第 1 項の規定による基準樹木本数を遵守することが困難であると区長が認める場合の基準樹木本数の数値は、区長が別に定める。(基準中木本数)
- 第28条の2 基準中木本数(中木の本数に関する緑化基準をいう。以下同じ。)は、別表第7の2に 定める数値以上とする。
- 2 建築行為等の際、現に存する保存樹木、地上 1.5 メートルの高さにおける幹の周囲が 0.8 メートル以上の樹木又は樹高 10 メートル以上の樹木を保全する場合は、基準中木本数を遵守しているものとみなす。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、第 24 条第 3 項各号に掲げる場合及び第 1 項の規定による基準中木本数を遵守することが困難であると区長が認める場合の基準中木本数の数値は、区長が別に定める。

4 第1項の規定にかかわらず、建築基準法第53条第6項の規定が適用される建築物の敷地においては、区長が別に定める基準により緑化することをもって基準中木本数を遵守しているものとみなすことができる。

(植栽の位置)

第28条の3 第23条第2号に掲げる行為をしようとする者は、基準中木本数を遵守するために植栽する中木の位置を、できる限り次条第1項に規定する接道部の付近とするよう努めなければならない。

(接道部の緑化基準)

- 第29条 接道部(建築基準法第42条に規定する道路に接する敷地又は区域の部分及び道等(同法第43条第2項第1号の規定による認定に係る同号に規定する道又は同項第2号の規定による許可に係る農道その他これに類する公共の用に供する道若しくは通路をいう。)に接する当該認定又は許可に係る建築物の敷地の部分をいう。以下同じ。)の緑化基準は、接道部について、当該延長(単位をメートルとする。)に別表第8に定める割合を乗じて得た数値以上の長さを、樹木の植栽により緑化するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による接道部の緑化基準を遵守することが困難であると区長が認める場合の接道部の緑化基準は、区長が別に定める。

(敷地境界部の緑化基準)

- 第30条 敷地境界部(接道部及び敷地境界線のうち接道部以外の部分からの水平距離が5メートル以内の範囲における敷地の空地である部分をいう。以下同じ。)の緑化基準は、敷地境界部について、敷地の外周の延長(単位をメートルとする。)に別表第8の2に定める割合を乗じて得た数値以上の長さを、樹木の植栽により緑化するものとする。
- 2 敷地が風致地区の内外にわたる場合における前項の規定の適用については、同項中「敷地境界部について」とあるのは「敷地境界部のうち風致地区内に存する部分について」と、「敷地の外周の延長」とあるのは「敷地の外周のうち風致地区内に存する部分の延長」とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、同項の規定による敷地境界部の緑化基準を遵守することが困難であると区長が認める場合の敷地境界部の緑化基準は、区長が別に定める。

(完了の届出)

- 第31条 条例第28条の規定による届出は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める 様式を提出することにより行うものとする。
- (1) 条例第 26 条第 1 項第 1 号に規定する行為(250 平方メートル以上の敷地又は区域におけるものに限る。)及び同項第 2 号に規定する行為 完了届(第 14 号様式)
- (2) 条例第26条第1項第1号に規定する行為(150平方メートル以上250平方メートル未満の敷地におけるものに限る。) 完了届兼みどりの計画完了確認書(第14号の2様式。以下「完了届兼確認書」という。)
- 2 完了届には、緑化面積等計算書、案内図、緑化しゅん工に係る図面等及び緑化の完了を確認することができる写真を添付しなければならない。
- 3 完了届兼確認書には、案内図、緑化しゅん工に係る図面等及び緑化の完了を確認することができる写真を添付しなければならない。

(完了の確認)

- 第32条 区長は、完了届の提出があったときは、その内容が第23条に規定する緑化基準又は第37条に規定する公共施設における基準(条例第26条第1項第2号に掲げる行為においては、別表第9に定める基準を除く。)に適合しているか否かを確認し、適合していると認めるときは、当該提出をした者にみどりの計画完了確認書(第15号様式)により通知するものとする。
- 2 区長は、完了届兼確認書の提出があったときは、その内容が第23条に規定する緑化基準又は第37条に規定する公共施設における基準(別表第9に定める基準を除く。)に適合しているか否かを確認し、適合していると認めるときは、当該提出をした者に完了届兼確認書により通知するものとする。

(現地調査)

第33条 区長は、計画書兼申請書又は計画書兼確認書の届出があったときは、前条第1項又は第2項 の規定による確認までの間、必要に応じて、現地調査をすることができる。

(計画書兼申請書の記載事項の変更)

- 第34条 計画書兼申請書の提出をした者が、その記載事項(第21条第2項に規定する添付すべき書類の記載事項を含む。)を変更しようとするときは、変更届(第16号様式)により速やかに区長に届け出なければならない。
- 2 変更届には、緑化面積等計算書、案内図、緑化に係る計画図等(その内容等に変更があるものに 限る。)を添付しなければならない。

(計画書兼申請書の記載事項の変更の確認)

第34条の2 区長は、変更届の提出があったときは、その内容が第23条に規定する緑化基準又は第37条に規定する公共施設における基準(条例第26条第1項第2号に掲げる行為においては、別表第9に定める基準を除く。)に適合しているか否かを確認し、適合していると認めるときは、当該提出をした者にみどりの計画変更確認書(第16号の2様式)により通知するものとする。

(計画書兼確認書の記載事項の変更)

第34条の3 計画書兼確認書の提出をした者が、その記載事項(第21条第3項に規定する添付すべき書類の記載事項を含む。)を変更しようとするときは、区長に対し、速やかに取り下げ届・取りやめ届(第17号様式)を提出することにより当該計画書兼確認書の届出を取り下げるとともに、改めて計画書兼確認書を提出しなければならない。

(建築行為等の中止)

第35条 計画書兼申請書又は計画書兼確認書の提出をした者が、建築行為等を中止するときは、取り 下げ届・取りやめ届により速やかに区長に届け出なければならない。

(樹木の伐採の届出)

- 第36条 条例第29条第1項に規定する規則で定める樹木は、次の各号のNずれかに該当するものとする。
- (1) 地上 1.5 メートルの高さにおける幹の周囲が 80 センチメートル以上のもの
- (2) 樹高 10 メートル以上のもの
- 2 条例第 29 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、樹木の伐採届(第 18 号様式)を区長に提出しなければならない。
- 3 前項の樹木の伐採届には、案内図、既存樹木等現況図、保全、伐採等に係る計画図及び現況を確認することができる写真を添付しなければならない。
- 4 条例第29条第2項に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。
- (1) 他のみどりの保育のために行う除伐等の樹木の伐採
- (2) 農業、林業、造園業等においてその事業として行う樹木の伐採
- (3) 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採
- (4) 非常災害のために必要な応急措置として行う樹木の伐採
- (5) 条例第12条第2項及び第3項第3号の規定により届け出た樹木の伐採
- (6) 条例第14条第3項の規定により許可を受けた樹木の伐採
- (7) 条例第26条第1項第1号又は第34条第1項の規定により届け出た樹木の伐採
- (8) 法第14条第1項の規定により許可を受けた樹木の伐採
- (9) 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定による承認に係る道路に関する工事において 行う樹木の伐採
- (10) 東京都風致地区条例第3条第1項第2号の規定により許可を受けた樹木の伐採
- (11) 東京都風致地区条例第3条第3項の規定による協議を経て行う樹木の伐採
- (12) 東京都風致地区条例第4条の規定による通知に係る同条各号に掲げる行為を行うための樹木の 伐採

(公共施設における基準)

第37条 条例第30条第2項に規定する規則で定める基準は、第23条各号に掲げる行為の区分に応じ 当該各号に定める緑化基準及び別表第9に定める基準とする。

#### 第6章 緑化地域

(緑化率適合証明)

- 第38条 省令第29条の規定による証明を受けようとする者は、計画書兼申請書により区長に申請しなければならない。
- 2 計画書兼申請書には、緑化面積等計算書、案内図、既存樹木等現況図、敷地面積求積図、緑化に係る計画図等及び現況を確認することができる写真を添付しなければならない。

3 省令第29条の規定による証明は、緑化率適合証明通知書(第19号様式)を申請者に交付することによって行うものとする。

(緑化率の規制の適用除外許可)

- 第39条 法第35条第2項各号(法第36条の規定により適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による許可を受けようとする者は、緑化率規制適用除外許可申請書(第20号様式)により区長に申請しなければならない。
- 2 緑化率規制適用除外許可申請書には、計画書兼申請書、緑化面積等計算書、案内図、既存樹木等 現況図、敷地面積求積図、緑化に係る計画図等及び現況を確認することができる写真を添付しな ければならない。
- 3 区長は、法第35条第2項各号の規定による許可をしたときは、緑化率規制適用除外許可通知書(第21号様式)を申請者に交付するものとする。
- 4 区長は、法第35条第2項各号の規定による許可をしないと決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(緑化施設の工事の認定)

- 第40条 法第35条(法第36条の規定により適用する場合を含む。以下この条から第42条までにおいて同じ。)の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築(法第35条第1項に規定する新築又は増築をいう。以下同じ。)に係る法第43条第1項の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条に規定する緑化施設工事完了延期認定申請書に同条の表に掲げる図書を添えて区長に申請しなければならない。
- 2 区長は、法第43条第1項の規定による認定をしたときは、緑化施設工事完了延期認定通知書(第22号様式)を申請者に交付するものとする。
- 3 区長は、法第43条第1項の規定による認定をしないと決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(緑化施設の工事の完了届)

- 第41条 法第35条の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者及び同条第2項の規定による許可を受けた者(当該許可に同条第3項に規定する条件が付されている場合に限る。)は、当該建築物の緑化施設(法第34条第2項に規定する緑化施設をいう。次項において同じ。)に係る工事が完了したときは、速やかに完了届を区長に提出しなければならない。
- 2 前項の完了届には、緑化面積等計算書、案内図、緑化施設のしゅん工に係る図面等及び緑化の完了を確認することができる写真を添付しなければならない。

(緑化施設の工事の完了の確認)

- 第42条 区長は、前条第1項の規定による完了届の届出があったときは、完了の確認をするものとする。
- 2 区長は、前項に規定する確認により、完了届の内容が法第35条の規定(同条第3項に規定する条件を付した場合にあっては、当該条件)に適合していると認めるときは、緑化率適合等確認通知書(第23号様式)により届出者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第43条 第38条第1項、第39条第1項又は第40条第1項の規定による申請を取り下げようとする 者は、取り下げ届・取りやめ届により速やかに区長に届け出なければならない。

(計画等の変更)

- 第44条 緑化率適合証明通知書、緑化率規制適用除外許可通知書又は緑化施設工事完了延期認定通知 書の交付を受けた者が、当該通知書の交付に係る計画又は記載事項を変更しようとするときは、 変更届により速やかに区長に届け出なければならない。
- 2 前項の変更届には、緑化面積等計算書、案内図、緑化に係る計画図等(その内容等に変更があるものに限る。)を添付しなければならない。

(計画の取りやめ)

第45条 緑化率適合証明通知書又は緑化率規制適用除外許可通知書の交付を受けた者が、当該通知書の交付に係る計画を取りやめようとするときは、取り下げ届・取りやめ届により速やかに区長に届け出なければならない。

#### 別表第5(第24条関係)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
建蔽率	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%
敷地又は区域の面積	以下						
250㎡以上500㎡未満	20	15	15	10	10	5	5
500㎡以上1,000㎡未満	25	20	15	10	10	5	5
1,000㎡以上3,000㎡未満	35	30	25	20	15	10	7
3,000㎡以上5,000㎡未満	38	34	30	26	22	10	7
5,000㎡以上	46	41	36	32	28	11	8

#### 備考

- 1 緑化率の単位は、パーセントとする。
- 2 建廠率とは、法定建廠率いう。ただし、都市計画法第58条の2に規定する地区計画の 区域内において、当該地区計画に基づく建廠率の最高限度の制限の適用がある場合(建築 基準法第55条第2項及び第59条の2が適用される場合を除く。)は、当該建廠率の最 高限度をいう。
- 3 建築基準法第53条第6項の規定が適用される建築物の敷地又は区域の緑化率は、零パーセントとする。
- 4 建築基準法第55条第2項及び第59条の2の規定が適用される場合は、当該敷地に適用される建廠率(第2号に規定する建廠率をいう。次号から第6号までにおいて同じ。)の欄の直近左欄の数値を適用するものとする。ただし、当該敷地に適用される建廠率が30パーセント以下である場合は、この限りでない。
- 5 敷地又は区域が2以上の異なる建蔽率の制限の適用を受ける場合においては、当該敷地 又は区域の緑化率は、敷地又は区域の総面積と各建蔽率に応じてこの表により得られた各 数値にその建蔽率の適用を受ける敷地又は区域の部分の面積の当該敷地又は区域の面積に 対する割合を乗じて得たものの合計とする。ただし、この表により得られた各数値が同一 であるときは、当該敷地又は区域の緑化率は、当該同一である数値とする。
- 7 別表第4に規定する国分寺崖(がい)線保全重点地区内における緑化率は、第2号ただ し書及び第4号本文の規定が適用される場合を除き、この表の各欄に定める数値に1.2 を乗じて得た数値とする。
- 8 風致地区内における緑化率は、第2号ただし書、第4号本文及び前号の規定が適用される場合を除き、この表の各欄に定める数値に1.1を乗じて得た数値とする。

#### 別表第6(第25条関係)

区分	緑化率
1 建築基準法第59条の2の規定を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区(地区整備計画が定められている区域に限る。)、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物	3 5
2 1以外の建築物	2 5

#### 備考

- 1 緑化率の単位は、パーセントとする。
- 2 再開発等促進区とは、都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区をいい、 高度利用地区とは、同法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区をいい、特定街区とは、 同項第4号に規定する特定街区をいう。

#### 別表第7(第28条関係)

区分	基準樹木本数(本)							
高 木	樹木本数基準面積 × 0.02							
準高木	樹木本数基準面積 × 0.03							
中木	樹木本数基準面積 × 0.25							
低木	樹木本数基準面積 × 0.9							

#### 備考

- 1 樹木本数基準面積は、地上部基準緑化面積から第27条において準用する都市緑地法施行規則第9条第2号二及びホに規定する水平投影面積を控除した数値とする。
- 2 基準樹木本数の数値に1未満の端数があるときは、高木についてはその端数を切り捨てた 数値とし、準高木、中木及び低木についてはその端数を切り上げた数値とする。

#### 別表第7の2 (第28条の2関係)

敷地面積	建蔽率	30% 以下	40%	50%	60%	70%	80%	90%
150 ㎡以上	200 ㎡未満	4	4	4	3	3	2	2
200 ㎡以上	250 ㎡未満	7	7	7	5	5	3	3

#### 備考

- 2 敷地が2以上の異なる建蔽率(前号に規定する建蔽率をいう。以下この号において同じ。) の適用を受ける場合におけるこの表の適用については、当該異なる建蔽率の適用を受ける当該 敷地の各部分のうち面積が最大であるものに適用される建蔽率を当該敷地の建蔽率とみなす。 ただし、当該面積が最大である部分が2以上あるときは、当該面積が最大である部分に適用さ れる各建蔽率のうちその数値が最大のものを当該敷地の建蔽率とみなす。

#### 別表第8(第29条関係)

200 E4515 C ( 215 = 2 13 (123 133 )						
敷地又は 区域の面積 区分	250㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上
1 住宅及び宿泊施設	4/10	5/10	6/10	7/10	7/10	8/10
2 屋外運動競技施設、屋外 娯楽施設、墓地及び廃棄物 等の処理施設	6/10	7/10	7/10	7/10	8/10	8/10
3 工場、店舗、事務所、駐 車場、資材置場及び作業場	2/10	3/10	5/10	6/10	7/10	7/10
4 庁舎、学校、医療施設、 福祉施設及び集会施設	4/10	6/10	7/10	7/10	7/10	8/10
5 1から4まで以外の施設	2/10	3/10	6/10	6/10	7/10	7/10

備考 区分の適用に当たっては、1階部分における主たる用途によることとする。

#### 別表8の2 (第30条関係)

敷地面積	500㎡未満	500㎡以上1,000㎡未満	1,000㎡以上
割合	4/10	5/10	6/10

#### 別表第9(第37条関係)

<b>別な和り</b> (わり)	
区分	基準
	学校の象徴となるような高木を植栽すること。
公立学校	敷地の外周部に植栽を行うこと。
	壁面及び屋上を緑化すること。
道路	植樹帯を整備すること。
公園等	敷地面積の30パーセント以上を緑化すること。
駐車場及び駐輪場	敷地の外周部に植栽を行うこと。
庁舎等その他の公共施設	敷地の外周部に植栽を行うこと。
	壁面及び屋上を緑化すること。

## 19-2 都市緑地法関連

19-2-1 都市緑地法(関連部分抜粋)

最終改正公布日:令和4年6月17日

#### 第四章 緑化地域等

#### 第一節 緑化地域

(緑化地域に関する都市計画)

- **第三十四条** 都市計画区域内の都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められた土地 の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進 する必要がある区域については、都市計画に、緑化地域を定めることができる。
- 2 緑化地域に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、 建築物の緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれ らに附属して設けられる園路、土留その他の施設(当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けら れるものに限る。)をいう。以下この章において同じ。)の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑 化率」という。)の最低限度を定めるものとする。
- 3 前項の都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度は、十分の二·五を超えてはならない。 (緑化率)
- 第三十五条 緑化地域内においては、敷地面積が政令で定める規模以上の建築物の新築又は増築(当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び政令で定める範囲内の増築を除く。以下この節において同じ。)をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
- 一 その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの
- 二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの
- 三 その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつて やむを得ないと認めて市町村長が許可したもの
- 3 市町村長は、前項各号に規定する許可の申請があつた場合において、良好な都市環境を形成する ため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。
- 4 建築物の敷地が、第一項の規定による建築物の緑化率に関する制限が異なる区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、同項の規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度(建築物の緑化率に関する制限が定められていない区域にあつては、零)にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

(一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例)

第三十六条 建築基準法第八十六条第一項から第四項まで(これらの規定を同法第八十六条の二第八項において準用する場合を含む。)の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして前条の規定を適用する。

(違反建築物に対する措置)

- **第三十七条** 市町村長は、第三十五条(第三項を除く。)の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 2 国又は地方公共団体(港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。)の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市町村長は、国又は地方公共団体の建築物が第三十五条(第三項を除く。)の規定又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違

反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に 規定する措置をとるべき旨を要請しなければならない。

(報告及び立入検査)

- 第三十八条 市町村長は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

#### 第三節 雑則

(緑化施設の面積の算出方法)

第四十条 建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積は、国土交通省令で定めるところにより算出するものとする。

(建築基準関係規定)

第四十一条 第三十五条、第三十六条及び第三十九条第一項の規定は、建築基準法第六条第一項に規 定する建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)とみなす。

(制限の特例)

- 第四十二条 第三十五条及び第三十九条第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
- 一 建築基準法第三条第一項各号に掲げる建築物
- 二 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事 を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの
- 三 建築基準法第八十五条第二項に規定する工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- 四 建築基準法第八十五条第六項又は第七項の許可を受けた建築物

(緑化施設の工事の認定)

- 第四十三条 第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は 増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第六条第一項の規定に よる工事の完了の日までに緑化施設に関する工事(植栽工事に係るものに限る。以下この条におい て同じ。)を完了することができない場合においては、国土交通省令で定めるところにより、市町 村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。
- 2 建築基準法第七条第四項に規定する建築主事等又は同法第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の認定を受けた者に対し、その検査に係る建築物及びその敷地が、緑化施設に関する工事が完了していないことを除き、建築基準関係規定に適合していることを認めた場合においては、同法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定にかかわらず、これらの規定による検査済証を交付しなければならない。
- 3 前項の規定による検査済証の交付を受けた者は、第一項のやむを得ない理由がなくなつた後速や かに緑化施設に関する工事を完了しなければならない。
- 4 第三十七条及び第三十八条の規定は、前項の規定の違反について準用する。

(緑化施設の管理)

第四十四条 市町村は、条例で、第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定により設けられた緑化 施設の管理の方法の基準を定めることができる。

#### 第九章 罰則

第七十六条 第九条第一項(第十五条において準用する場合を含む。)又は第三十七条第一項(第四十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

#### 19-2-2 都市緑地法施行令(関連部分抜粋)

最終改正公布日:令和4年2月2日

(緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模)

第九条 法第三十五条第一項の政令で定める規模は、千平方メートルとする。ただし、土地利用の状況により、建築物の敷地内において緑化を推進することが特に必要であると認められるときは、市町村は、条例で、区域を限り、三百平方メートル以上千平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

(緑化率の規制の対象とならない増築の範囲)

第十条 法第三十五条第一項の政令で定める範囲は、増築後の建築物の床面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第三号の床面積をいう。以下同じ。)の合計が緑化地域に関する都市計画が定められた日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えないこととする。

(報告及び立入検査)

- 第十一条 市町村長は、法第三十八条第一項(法第四十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、緑化地域内において敷地面積が法第三十五条第一項の政令で定める規模以上の建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度(法第三十五条第一項若しくは第四項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第三項の規定により許可の条件として付された緑化率の最低限度をいう。)に関する基準への適合又は緑化施設の管理に関する事項に関し報告させることができる。
- 2 市町村長は、法第三十八条第一項の規定により、その職員に、緑化地域内における敷地面積が法第三十五条第一項の政令で定める規模以上の建築物若しくはその敷地又はそれらの工事現場に立ち入り、当該建築物、緑化施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

#### 19-2-3 都市緑地法施行規則(関連部分抜粋)

最終改正公布日:令和3年12月16日

(建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積)

- 第九条 法第四十条の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各 号に定める方法により算出した面積の合計とする。
- 一 建築物の外壁に整備された緑化施設 緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める 方法により算出した面積の合計
  - イ 樹木 次のいずれかの方法により算出した面積の合計
    - (1) 樹木ごとの樹冠(その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計
    - (2) 樹木(高さーメートル以上のものに限る。以下(2)において同じ。)ごとの樹冠の水平 投影面について、次の表の上欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる半径を その半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円(その水平投 影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円 の水平投影面又は(1)の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計

樹木の高さ	半径
ーメートル以上二・五メートル未満	ー・ーメートル
二・五メートル以上四メートル未満	ー・六メートル
四メートル以上	ニ・ーメートル

- (3) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であつて、次に掲げる条件に該当するもの(その水平投影面が(1)の樹冠の水平投影面又は(2)の円の水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計
- (i) 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものである こと。

A 18T<sub>1</sub>+10T<sub>2</sub>+4T<sub>3</sub>+T<sub>4</sub>

この式において、A、T<sub>1</sub>、T<sub>2</sub>、T<sub>3</sub>、T<sub>4</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- A 当該部分の水平投影面積(単位 平方メートル)
- T<sub>1</sub> 高さが四メートル以上の樹木の本数
- T<sub>2</sub> 高さが二・五メートル以上四メートル未満の樹木の本数
- T3 高さが一メートル以上二・五メートル未満の樹木の本数
- T<sub>4</sub> 高さが一メートル未満の樹木の本数
- (ii)の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。
- ロ 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他 の地被植物で表面が被われている部分(その水平投影面がイの規定によりその水平投影面積を算出 した水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積
- 八 花壇その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これらに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分 (その水平投影面がイ又は口の規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積
- 二 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物 のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分(その水平投影面がイから八までの規定に よりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となつて 自然的環境を形成しているものに限る。)の水平投影面積
- ホ 前号の施設又はイから二までの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設 当該施設(その水平投影面がイから二までの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びイから二までの規定により算出した面積の合計の四分の一を超えない部分に限る。)の水平投影面積

(緑化施設の工事の認定の手続)

第十条 法第四十三条第一項の規定による認定を受けようとする者は、別記様式第二による申請書に次の表に掲げる図書並びに建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証の写しを添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに既存の緑化施設
	の位置及び種別、整備する緑化施設の配置及び種別並びに当該整備する緑化施設
	のうち建築基準法第六条第一項の規定による工事の完了の日までに当該整備する
	緑化施設に関する工事を完了することができないものの配置及び種別並びに前条
	の規定により算出された緑化施設の面積及び当該整備する緑化施設のうち同項の
	規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了する
	ことができないものの面積

- 第二十九条 建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第三十五条若しくは第三十六条の規定又は法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面の交付を市町村長に求めることができる。
- 2 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号)第三条第一項の認定(同法第四条第一項の変更の認定を含む。)を受けようとする者は、その計画が法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面の交付を市町村長に求めることができる。

## 第11号様式(第21条、第38条、第39条関係) (第1面)

年 月 日

## みどりの計画 書兼緑化率適合証明申請書

世田谷区長 あて

届出・申請者住所(建築主・施主)氏名電話番号( )

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

世田谷区みどりの基本条例第26条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。都市緑地法施行規則第29条の規定による証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

				記				
	名	称						
行	所	在 地	(地 番)世田 (住居表示)世田		丁目 丁目	番 番	号	
為等の	行	為 区 分	•	積:都市計画告		·る増築後の合計の割 <sup>·</sup>	合 %)	
内容	行	為 規 模	敷地又は区域の配 小数点以下 3 t		小数点以下 2 桁ま	m <sup>2</sup> でで算出してくださ	, I.,	
	建	築物の種 類	住宅、長屋、 工場、店舗、 その他 (			超設、屋外娯楽施 医療・福祉施設 )		
	敷	用途地域		敷地又は区	域の面積		m²	
<u>,</u>	地 1	<b>建</b> 蔽 <b>率</b>	%	その他(	法第53条第1 防火地域の耐火・	項  準耐火建築物等の緩	) 和は使えません。	
敷地	敷	用途地域		敷地又は区			m²	
の状況	地 2	建蔽率	%	その他 (		項 ・準耐火建築物等の緩	) 和は使えません。	
	特力	別な条件	地区計画等 ( 国分寺崖線(	こよる建蔽率 R全重点地区	準法第55条第の最高限度の通 の指定 の指定 用地区・特定街	適用 風致地区の指	定	
着	手予	定年月日			年 月	日		
完	了予	定年月日			年 月	日		
3	忝		面積等計算書(第 <sup>7</sup>	-		ᄔᅥᄯᆂ ᄝᄼ		
	寸		討木等現況図(平面 記載・表記			•		
	│ 付 │  敷地面積求積図    現況写真    委任状(必要な場合) │ 書 │  緑化計画図(緑化平面図・緑化面積求積図・樹種一覧)							
类	頁	立面区	図(必要な場合) は、1枚で詳細が記載:	断面図 (	必要な場合)	ŕ		
連	絡	所在地						
	ŧ	氏名			電話番号	( )		

	5 1.51= 1					( 27-	1 4 1	ᆈᄼ							
対	該当部分に	数値を記	込して	てくだる	さい。								なりま	ます。表の	下の
象	なお、複												<u> v</u>		
٤	**														
な 2 上記 1 のうち面積 3 0 0 m <sup>2</sup> 以上の敷地における建築行為															
緑化	3 建蔽率80%以上で敷地面積1,000㎡以上の建築行為														
基	4 風致	也区で風致地区条例に基づく許可に緑化条件を伴わない建築行為 													
準   5 面積 1 5 0 ㎡以上の敷地における自動車駐車場を設置する行為															
	6 既存樹木で地上1.5 mの高さで幹の周囲が0.8 m以上の樹木又は高さ10m以上 の樹木の伐採行為														
緑化	L 上基準及び実施	色の緑化	面積等	を計算	算し、下	の表に数位	値を	記入	してくだ	さい。					
	也上部 )緑化	基準 緑化 率		%	基準 緑化 面積			m²	実施 緑化 面積		m²	実施 緑化 率			%
	建築物上 の緑化	基準 緑化 率		%	基準 緑化 面積			m²	実施 緑化 面積		m²	実施 緑化			%
	录化地域 削度	都市計 定めら 緑化率	れた		%	実施 緑化面積	E	+	,	敷	化施設の 地面積に する割合	(	+	) / 敷地	面積 %
			木区分		高	木		準				中木		低木	70
植	討木本数	基準 樹木本	数			本			本			本	7		本
		実施樹木本数(換算後)		本				本		本				本	
	接道部 )緑化	接道部線化基割合			基準接道部線化延長			ß	実施接道語 婦化延長 m						m
	対地境界部 )緑化	敷地境 緑化基 割合				基準 敷地境 緑化延		ß	実施 敷地境界部 m 緑化延長						m
	目動車駐車場 )緑化	基準 緑化率			%	基準	積			m²	実施緑化面積	責			m²
		既存樹 伐採す				. 5 mの る 1 0 m				0.8	m以上の	樹木			本
		伐採の	理由										•		
村	樹木の伐採	既存位 ること 理由													
		移植す きない		がで											
備考	<u> </u>	(緑化 てくだ			延長・緑 <sup>∙</sup>	化率は、ノ	小数	点以 <sup>-</sup>	下3桁を1	切り捨 <sup>·</sup>	て、小数,	点以 <sup>一</sup>	下 2 桁	までで算	出し

## 第12号様式(第21条、第31条、第34条、第38条、第39条、第41条、第44条関係) (第1面)

緑化	比面積等計算書								
		地上部の緑化		建築物上の緑化 (屋上、壁面等)					
	敷地面積	m²			及7 有	び利用可能な屋_	E 無		
	地上部緑化率表 に定める緑化率	%	%		の欄で有の場		1	m²	
	基準緑化率	%		基	準緑化率			%	
	基準 緑化面積	総敷地面積×	m²	基 <sup>3</sup> 緑(	準 化面積		1 ×緑化率	m²	
	実施する約	录化の区分	地上	部約	最化の面積		建築物上	緑化の面積	
	樹木:樹冠の水平投	<b>设影面積</b>	S 1a=			m²	R 1a=	m²	
	樹木:「みなし樹冠	団」の水平投影面積	S 1 b =			m²	R 1b=	m²	
地	樹木:植栽基盤で- するもののか		S 1 c =			m²	R 1c=	m²	
上部・	芝その他の地被植物 ている部分の水平技		S 2 =	m²		R 2 =	m²		
建	花壇その他これに類 おおわれている部分		S 3 =			m²	R 3 =	m²	
築 物 上	水流、池その他これ 水平投影面積	いらに類するものの	S 4 =			m²	R 4 =	m²	
	緑化施設に附属するその他施設の水平技		S 5 =			m²	R 5 =	m²	
	壁面緑化の面積						W 1 =	m²	
	実際に実施した緑化	との計	S 1 ~ S	5 5		m²	R 1 ~ R 5 + W 1 =	m²	
	建築物上から地上部	『へ振り替える場合	C 1 =			m²	- C 1 =	m²	
	地上部から建築物上	こへ振り替える場合	- C 2 =		r	'n	C 2 =	m²	
	実施 地上部緑化面 実施 建築物上緑化					m²		m²	
	実施 地上部緑化率 実施 建築物上緑化			<u> </u>	,	%		%	
	実施緑化面積総計	+	m	旉	禄化施設の 效地面積に 対する割合	(	+ )/敷地又は	区域の面積 %	
	備考			ı					

(第2面)

-1-	. – .	13.20			( >15 = 12	' /					
	地」	上部基準緑化面積			m²		余面積 地上部のS4、	S 5 )		m²	
	樹木	<b>下本数基準面</b> 積	地.	上部基	準緑化面積 - 控除	面積	(\$4,\$5)	) = 1		m²	
					高木		準高木	中木		低木	
	基準	<sup>售</sup> 樹木本数			1 × 0 . 0 2		×0.03	1 × 0 . 2 5		1 × 0 . 9	
					本		本		本	本	
	新規	見植栽樹木本数			本		本		本	本	
樹	保全	≧する既存樹木本数			本		本		本	本	
木本		也内の樹木本数 小計 f規植栽本数 + 保全本			本		本		本	本	
数	既存	P樹木保全の場合の優	<b>遇換</b> 算	分	本		₹存樹木などは、 ・の他対象樹木				
		<sup>遇</sup> 換算後の樹木本数 地内の樹木本数 + 優i		本数)	本		本		本	本	
		本数のみなし換算	高木	<del>L</del> -	本 本		<u>本</u> 本		<u>本</u> 本		
		場合の根拠 発算減を 本、換	準高7 中木	<u> </u>	本		<u>华</u> 本		<u>华</u> 本	<u>本</u> 本	
	算增	曾を 本と記入)	低木		本		本		本	本	
		匝 樹木本数 計 →なし換算後の本数)			本		本		本	本	
	接追	節の長さ			m 接道部緑化基準割			準割合			
+ <del>立</del>	基準	<sup>達</sup> 接道部緑化延長		接道語	部の長さ×接道部約	录化:	基準割合 =			m	
接道						m	地被・花壇の	緑化延長		m	
部	壁面	īベランダ緑化延長				m	樹木高さの換	算延長		m	
	実施	<b>極 緑化延長計</b>								m	
	敷地	地境界部の長さ			m 敷地境界部緑化基準割合						
	基準	敷地境界部緑化延	長	敷地均	敷地境界部の長さ×敷地境界部緑化基準割合 =						
敷地	接道	樹木による緑化延長	Ž			地被・花壇の	緑化延長		m		
境界	部	壁面ベランダ緑化延	長			m	樹木高さの換	算延長		m	
部	隣 地	樹木による緑化延長	ζ.			m	地被・花壇の	緑化延長		m	
	部	壁面ベランダ緑化型	長			m	樹木高さの換	算延長		m	
	実施	函 緑化延長計 ————————————————————————————————————								m	
自	敷址	也の面積 								m²	
動車	基準	■ 自動車駐車場緑化 ————————————————————————————————————	(面積	敷地(	の面積×0.15=				m²		
駐車	緑化	<b>公面積</b>			m² 雨水浸透施設面積			面積	m²		
場	実旅	题 緑化面積計 ————————————————————————————————————								m²	
備考	<b>=</b>										

## 完 了 届

世田谷区長 あて

届出・申請者 住所 (建築主・施主) 氏名

電話番号 ( )

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

世田谷区みどりの基本条例第28条の規定により、下記のとおり届け出ます。 世田谷区みどりの基本条例施行規則第41条の規定により、下記のとおり届け出ます。

							āL	,									
,-	名称																
行為等	所在地		(地 (住居 <sup>3</sup>	-		田谷区田谷区			目目	番番	号						
ずの内容	行為区分		建	築行為	き( きの)	新			示E		に対	<b>ਰ</b>	る増築後の	合計	の割合	î	%)
	行為規模		敷地又	は区垣	数の	面積						m²					
	完了年月日								年	月	[	3					
地上部 の緑化		基準 緑化 率			%	基準 緑化 面積			m²	実施 緑化 面積			m²	実施 緑化 率			%
建築物上 の緑化		基準 緑化 率		ı	%	基準 緑化 面積			m²	実施 緑化 面積			m²	実施 緑化 率			%
緑化地域			計画に られた 率		I.	%	実施 緑化面和	責	+	+	m²	夷	录化施設の 数地面積に 対する割合		+	) /敷均	也面積 %
		1	尌木区分			高	<b>†</b>		準	高木			中木			低木	
樹っ	木本数	基準 樹木					本				本			本			本
			樹木本 換算後)				本				本			本			本
	道部 录化	接道緑化割合					基準接法線化延長		3			m	実施接道線化延長				m
	也境界部 录化	敷地線化	境界部 基準	iB		基準 敷地境界部 緑化延長		3	m		m	実施 敷地境界部 緑化延長		m			
		基準線化	率			%	基準 緑化面積	į				m²	実施 緑化面積				m²
添付書類		i	緑化計画 立面図(	図(約 必要)	緑化 な場	公平面区 場合)	]・緑化面 断面図	積刻 [ ( )	ド積□ 必要が	図・樹和 な場合 〕	重一覽 )	躗)	緑化の完 委( ねること)	壬状(	(必要)		)
備考																	
連絡兒	 ŧ	所在	地														
		氏名							電記	話番号	(	(	)				

## 変 更 届

世田谷区長 あて

届出者 住所 (建築主・施主) 氏名

電話番号 ( )

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

世田谷区みどりの基本条例施行規則第34条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。世田谷区みどりの基本条例施行規則第44条の規定により、下記のとおり届け出ます。

	名		称						
申請・	所	在	地	(地 番)世田谷区 (住居表示)世田谷区	丁目	番番		号	
届出行為等の	行	為 区	分	建築行為(新築・ 増築 開発行為 自動車駅		設置			
忽等の内容	行	為規	模	敷地又は区域の面積 小数点以下3桁を切り捨て、小数	<b>対点以下</b>	2 桁までで算	㎡ 算出してく	ださい。	
谷	建组	築物の利	重類	住宅、長屋、共同住宅 屋 工場、店舗、事務所 庁舎 その他 (				会施設	
E	申請・履	<b>国出年</b> 月	目目	年	月	目			
				変更前			変	逐更後	
	变	更内容							
				変更内容の詳細が分かるように、 (第12号様式)、案内図、該当す 緑化計画図(緑化平面図・緑化 立面図(必要な場合) 断	る緑化 公面積求	基準の各詳級	囲図面等を −覧)		と。
連絡先	所在 <sup>均</sup> 氏名	也		電話番号					

対	左欄の届出行為に伴う各項目に該当する場合は、右欄の ~ の緑化基準等が対象となります。表の下の 該当部分に数値を記入してください。 なお、複数項目に該当する場合は、該当する全ての緑化基準等が対象となります。															
象と	1 面積	2 5 0 m	·山上の	D敷地	にま	分ける強	 建築行為	又は	t 5 0 0	m <sup>2</sup> 以上0	の区域	における 豚	開発:	行為	,	`
なる	2 上記	1のうち	面積 3	3 0 0	m²١	人上の勇	数地にお	ける	建築行	 i為						
緑	3 建蔽3	<b>率80</b> %	6以上で	で敷地	面積	責1 , (	0 0 m²	以上	の建築	<b>〔行為</b>						
化基	4 風致	地区で属	1致地区	区条例	に基	基づく記	午可に緑	化条	件を件	わないる	建築行	i為				
準等																
		樹木で地 木の伐採		. 5 m	の高	うで軟	幹の周囲:	が 0	. 8 m	以上の檍	木又	は高さ10	) m	以上		
緑化	2基準及び実施		面積等	を計	算し		う表に数 <sup>を</sup>	値を	記入し		とい。					
	也上部 )緑化	基準 緑化				基準 緑化				実施 緑化			実施	-		
0.	ノ糸氷1七	率			%	面積			m²	面積		m²	率	₩		%
1	建築物上 )緑化	基準 緑化 率			%	基準 緑化 面積			m²	実施 緑化 面積		m²	実施 緑 塚	-		%
	录化地域 J度	都市計 定めら 緑化率	れた		実施 緑化面積		+	n	緑化施設の 敷地面積に ㎡ 対する割合		(	+	) / 敷地	2面積 %		
		樹:	木区分			高木	7		準高			中木			低木	70
植	対木本数	基準 樹木本	数				本			本			本			本
		実施樹数(換	木本 算後)		本				1	本 本			本	I		本
	6道部 )緑化	接道部線化基割合	準		基準接近緑化延長				3	実施 緑化 m			部			m
	效地境界部 〕緑化	敷地境 緑化基 割合			基準 敷地境界部 緑化延長			3	実施 敷地境界部 m 緑化延長			部			m	
	目動車駐車場 )緑化	基準 緑化率	<u> </u>			%	基準 緑化面	積		実施 緑化面積					m²	
		既存植 伐採す	  木のう    る樹木			上1.	5 mのi 1 0 m	-				L m以上の棱	木			本
伐採の理由																
村	樹木の伐採 既存位置で保全す ることができない 理由															
	移植することができない理由															
備考	¥		、面積・ さい。		延長	・緑化	ど率は、/	小数	点以下	3桁を切	刃り捨	て、小数点	ā以 <sup>一</sup>	下 2 柞	行までで賃	単出し

## 取り下げ届 ・ 取りやめ届

世田谷区長 あて

届出・申請者 住所

氏名

電話 ( )

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

世田谷区みどりの基本条例施行規則第34条の3の規定により、下記のとおり届け出ます。 世田谷区みどりの基本条例施行規則第35条の規定により、下記のとおり届け出ます。 世田谷区みどりの基本条例施行規則第43条の規定により、下記のとおり届け出ます。 世田谷区みどりの基本条例施行規則第45条の規定により、下記のとおり届け出ます。

	下げ又は取りやめる届出又 請に係る書類の種類	みどりの計画書兼みどりの計画確認書 みどりの計画書兼緑化率適合証明申請書 緑化率規制適用除外許可申請書 緑化施設工事完了延期認定申請書							
届出	・申請年月日	年 月 日							
	建築物の名称								
届出・申請に	所在地	(地 番)   世田谷区 丁目   (住居表示)   世田谷区 丁目   番 号							
申請行為等の内容	行為区分	建築行為( 新築・ 増築 ) 開発行為 自動車駐車場の設置							
容	行為規模	敷地又は区域の面積 m²							
取り	下げ又は取りやめの理由								
連絡	5先	所 在 地 氏 名 電話番号 ( )							

## 緑化率規制適用除外許可申請書

世田谷区長 あて

申請者 住所

氏名

電話番号 ( )

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

都市緑地法第35条第2項の規定による適用除外の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

	名	<b>都</b>							
行為	所	f 在 地	(地 番)世 (住居表示)世			丁目	番番	Ę	<del></del>
行為等の内容	行	高区分	建築行為( (増築の場合の床面			•	る増築後の台	計の割合	%)
容	行	高規模	敷地面積 小数点以下3桁を	E切り捨て、小	数点以下 2 桁	までで算出	m <sup>²</sup> 出してください	l.	
	建	築物の用途							
	敷	用途地域		敷地又は図	区域の面積	į		$m^2$	
敷地の状況	放 地 1	建蔽率	%	その他(			耐火建築物の級	<b>愛和は使えませ</b>	) hu.
の状	#4	用途地域		敷地又は図		m²			
淣	敷 地 2	建蔽率	%	その他(		耐火建筑物の紹		)	
適用除外の理由		第35条第2章 申請の具体的			第 3 号				
衤	§手 <sup>-</sup>	予定年月日			年	月	日		
F	完了予定年月日 年 月 日								
添付書類		案内図	画書兼緑化率適合 既存樹木等現況 債図 該当す 要な場合)	図(平面図	・高木~	低木の種	種別・樹種−	=	式)
連絡先	所在氏名			電話	番号	(	)		

## 緑化施設工事完了延期認定申請書

世田谷区長 あて

申請者 住所 氏名

電話

(建築主・施主)電前

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

都市緑地法第43条第1項の規定に基づき、建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することができないことについて認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

建築物の名称	
所在地(地名地番)	
行為規模(敷地面積)	

2 既存の緑化施設の位置、種別及び面積

既存の緑化施設の位置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	

3 整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積

整備する緑化施設の概要及び規模	
配置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	

4 上記3のうち工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別、面積、 当該工事を完了することができない理由及び完了予定年月日

工事を完了することができない緑化	
施設の概要及び規模	
配置	配置図のとおり
種別	配置図のとおり
面積	
工事を完了することができない理由	
完了予定年月日	

5 緑化施設の面積の敷地面積に対する割合

上記2と3を合計した緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	
上記2と3を合計した緑化施設の面積から上記4の緑化施設の	
面積を減じた緑化施設の面積の敷地面積に対する面積の割合	

6 その他

緑化施設適合証明通知書の番号及び	
証明年月日	

7 連絡先

連絡先	住所	
	氏名	電話番号

# 2 1 受付・相談窓口

届出及び審査のご相談は、<u>ご計画地を所管する</u>総合支所街づくり課で受け付けています。

	町名	総合支所名	
あ行	赤堤	北沢	
	池尻 1 ~ 3 丁目	世田谷	
	池尻4丁目1~32番	世田谷	
	池尻4丁目33~39番	北沢	
	宇奈根	砧	
	梅丘	北沢	
	大蔵	砧	
	大原	北沢	
	岡本	砧	
	奥沢	玉川	
	尾山台	玉川	
か行	粕谷	烏山	
	鎌田	砧	
	上馬	世田谷	
	上北沢	烏山	
	上祖師谷	烏山	
	上野毛	玉川	
	上用賀	玉川	
	北烏山	烏山	
	北沢	北沢	
	喜多見	砧	
	砧	砧	
	砧公園	砧	
	給田	烏山	
	経堂	世田谷	
	豪徳寺	北沢	
	駒沢1・2丁目	世田谷	
	駒沢3~5丁目	玉川	
	駒沢公園	玉川	
さ行	桜	世田谷	
	桜丘	世田谷	
	桜上水	北沢	

	町名	総合支所名	
さ行	桜新町	玉川	
	三軒茶屋	世田谷	
	下馬	世田谷	
	新町	玉川	
	成城	砧	
	瀬田	玉川	
	世田谷	世田谷	
	祖師谷	砧	
た行	太子堂	世田谷	
	代沢	北沢	
	代田	北沢	
	玉川	玉川	
	玉川台	玉川	
	玉川田園調布	玉川	
	玉堤	玉川	
	千歳台	砧	
	弦巻	世田谷	
	等々力	玉川	
な行	中町	玉川	
	野毛	玉川	
	野沢	世田谷	
は行	八幡山	烏山	
	羽根木	北沢	
	東玉川	玉川	
	深沢	玉川	
	船橋	砧	
ま行	松原	北沢	
	三宿	世田谷	
	南烏山	烏山	
	宮坂	世田谷	
や行	用賀	玉川	
わ行	若林	世田谷	

## 22 総合支所街づくり課案内図

相談・提出はご計画地を所管する総合支所街づくり課へ

# 窓口受付時間 8時30分~17時00分 閉庁日

土・日・祝日、年末年始

## 世田谷総合支所 街づくり課

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27 世田谷区役所 第1庁舎4階(4/12まで) 西棟2階(4/15から)

5432 - 2460



## 北沢総合支所 街づくり課

〒155 - 8666 世田谷区北沢 2-8-18 北沢タウンホール内



## 砧総合支所 街づくり課

〒157-8501 世田谷区成城 6-2-1 3482 - 1398



## 玉川総合支所 街づくり課

〒158 - 8503 世田谷区等々力 3-4-1 3702 - 4573



### 烏山総合支所 街づくり課

〒158-8555 世田谷区南烏山 6 - 22 - 14 3326 - 9618



# 提出・問い合わせ先

## ご計画地の管轄区域をご確認のうえ、各総合支所街づくり課にお問い合わせください。

総合支所	管轄区域(町別)	電話番号	ファクシミリ
世 田 谷総合支所	池尻(4丁目33番~39番を除く)・上馬・経堂・ 駒沢(1、2丁目)・桜・桜丘・三軒茶屋・下馬・世田谷・ 太子堂・弦巻・野沢・三宿・宮坂・若林	(5432)2460	(5432)3055
北 沢 総合支所	赤堤・池尻(4丁目33番~39番のみ)・梅丘・大原・北沢・ 豪徳寺・桜上水・代沢・代田・羽根木・松原	(5478)8076	(5478)8019
玉 川総合支所	奥沢・尾山台・上野毛・上用賀・駒沢(3~5丁目)・駒沢公園・ 桜新町・新町・瀬田・玉川・玉川台・玉川田園調布・玉堤・ 等々力・中町・野毛・東玉川・深沢・用賀	(3702)4573	(3702)0942
砧 総合支所	宇奈根・大蔵・岡本・鎌田・喜多見・砧・砧公園・成城・ 祖師谷・千歳台・船橋	(3482)1398	(3482)1471
烏 山 総合支所	粕谷・上北沢・上祖師谷・北烏山・給田・八幡山・南烏山	(3326)9618	(3326)6159



みどりの計画書兼緑化率適合証明申請書提出の手引き 令和6年4月発行 編集·発行 世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課 電話 6432-7905 審査に関する**お問い合わせは 各街づくり課へ** お願いします